

資料 4

令和 4 年 第 1 回
八 潮 市 議 会 定 例 会

条 例 案 の 概 要

令和4年2月28日招集

議案第 22 号

八潮市個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、文言の定義に係る規定の整備をするための改正

2 内 容

次の文言の定義について、その引用先を改める。

(1) 個人識別符号

現 行

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 3 項

↓

改正後

個人情報の保護に関する法律第 2 条第 2 項

(2) 独立行政法人等

現 行

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項

↓

改正後

個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

議案第23号

八潮市附属機関設置条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

八潮市公園等整備推進審議会を設置し、及び八潮市高齢者福祉施設やしお苑運営委員会を廃止するための改正

2 内 容

(1) 設 置

附属機関名	職務
八潮市公園等整備推進審議会	公園等の整備方針、管理運営等に関する事項を調査審議する。

(2) 廃 止

八潮市高齢者福祉施設やしお苑運営委員会

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

① 設 置

委員の報酬及び費用弁償の額

職名		報酬	費用弁償
八潮市公園等整備 推進審議会	会長	日額 7,000 円	1日につき 1,000 円
	副会長	日額 6,000 円	1日につき 1,000 円
	委員	日額 6,000 円	1日につき 1,000 円

② 廃 止

八潮市高齢者福祉施設やしお苑運営委員会

議案第24号

八潮市職員定数条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

市長の事務部局の職員の定数を増員する等するための改正

2 内 容

(1) 職員の定数の改定（第2条関係）

	現 行		改正後
市長の事務部局の職員	520人	→	535人
教育委員会の所管に属する学校の職員	7人	→	削除
公営企業職員	38人	→	30人

(2) 規定の整備

3 施行期日

令和4年4月1日。ただし、2(2)の一部は、公布の日

議案第25号

八潮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

国家公務員の人事院勧告を踏まえ、非常勤職員の育児休業及び育児部分休業の取得要件を緩和し、及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する規定を設けるための改正

2 内 容

(1) 非常勤職員の育児休業及び育児部分休業の取得要件の緩和（第2条、第16条関係）

取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止する。

※ 「非常勤職員」とは、会計年度任用職員等をいう。

(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する規定の新設（第20条、第21条関係）

① 妊娠又は出産等についての申出があった場合の措置として、次の事項を規定する。

ア 職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の意向を確認するための面談その他の措置を講ずること。

イ 職員が妊娠又は出産等についての申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないこと。

② 育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための措置として、次の事項を規定する。

ア 職員に対する育児休業に係る研修を実施すること。

イ 育児休業に関する相談体制を整備すること。

ウ その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講ずること。

3 施行期日

令和4年4月1日

議案第26号

八潮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

国家公務員の人事院勧告を踏まえ、職員が不妊治療に係る通院等を行う場合に受けることができる特別休暇を新たに設けるための改正

2 内 容

次の特別休暇を新設する。

(1) 休暇の事由

不妊治療に係る通院等のための休暇

(2) 日数

5日（当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

3 施行期日

令和4年4月1日

議案第27号

八潮市長等給料特例条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

市長、副市長及び教育長の給料月額を減額する特例を令和5年3月まで延長するための改正

2 内 容

	給料月額	減額後	年間減額	減額率
市 長	905,000円	724,000円	3,105,960円	20%
副市長	775,000円	697,500円	1,329,900円	10%
教育長	725,000円	688,750円	622,050円	5%

※ 年間減額総額（予定） 5,057,910円（期末手当4.30月として計算）

3 施行期日

公布の日

議案第28号

八潮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児がある場合における減額措置を導入し、及び国民健康保険税の税率等の改定をするための改正

2 内 容

(1) 所得割率の改定（第3条、第7条関係）

所得割率を次のとおり改定する。

	現 行		改定後
基礎課税額（医療給付費分）	7.3%	→	7.8%
後期高齢者支援金等課税額	2.2%	→	改定なし
介護納付金課税額	2.0%	→	2.6%

(2) 均等割額の改定（第8条関係）

均等割額を次のとおり改定する。

	現 行		改定後
基礎課税額（医療給付費分）	28,000円	→	改定なし
後期高齢者支援金等課税額	13,000円	→	改定なし
介護納付金課税額	10,000円	→	13,000円

(3) 未就学児に対する均等割額の軽減に関する規定の新設（第20条関係）

国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（未就学児）がある場合について、均等割額（減額を受ける者については、その減額後の均等割額）の2分の1にあたる額を軽減する規定を設ける。

(4) 規定の整備

3 施行期日

令和4年4月1日

議案第29号

八潮市文化財保護条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

文化財保護法の一部改正を踏まえ、文化財保護の制度として新たに地方登録制度を位置付ける等するための改正

2 内 容

(1) 地方登録制度に係る規定の新設（第3章関係）

① 文化財の登録（第17条関係）

市の区域内にある文化財（法又は県条例により指定され、又は登録された文化財及び市指定文化財を除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを市登録有形文化財、市登録無形文化財、市登録民俗文化財又は市登録記念物として登録簿に登録することができる。

② 登録の抹消（第18条関係）

ア 所有者等からの申出があったとき、市の区域内に所在しなくなったとき、市登録文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由があるときは、登録を抹消することができる。

イ 保持者等が死亡したとき、解散したとき、保持者等からの申出があったときその他特殊の事由があるときは、保持者等の認定を解除することができるものとし、保持者等の全てが認定を解除されたときは、登録を抹消することができる。

ウ 法若しくは県条例による指定若しくは登録を受けたとき又は市指定文化財として指定されたときは、登録の効力を失うものとする。

③ 市登録文化財の管理等に係る手続（第19条から第25条まで関係） 市指定文化財に準じて定める。

(2) 文化財が滅失、毀損等した場合の手続（第11条、第21条関係）

文化財が滅失し、又は毀損等した場合について、当該文化財の所有者等は、教育委員会にその旨を届け出なければならないこととする。

(3) 市指定文化財の公開に関する規定の整備（第15条関係）

文化財の所有者等以外の者が主催する展覧会等において当該文化財を公開しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないこととする。

(4) 規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 経過措置

施行日の前日までに八潮市登録文化財規則の規定により登録された文化財は、改正後の条例の規定により市登録文化財に登録されたものとみなす。

議案第30号

八潮市子ども医療費支給に関する条例及び八潮市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の支給方法について、埼玉県内全域で現物給付を実施する等するための改正

2 内 容

(1) 八潮市子ども医療費支給に関する条例の一部改正

① 現物給付の実施の対象となる医療機関の拡大（第6条関係）

改正前

改正後

市内の医療機関 → 埼玉県内の医療機関 現物給付
埼玉県外の医療機関 償還払い

※ 「現物給付」とは、医療機関の窓口において市が発行する受給者証を提示することにより、医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができる仕組みをいう。

② 規定の整備

(2) 八潮市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正

① 支給方法の変更（第7条関係）

改正前

改正後

償還払い → 埼玉県内の医療機関 現物給付
埼玉県外の医療機関 償還払い

② 自己負担金の規定の削除（第6条関係）

自己負担金を廃止し、受給者が支払った一部負担金の金額と同額をひとり親家庭等医療費として支給する。

③ 規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年10月1日。ただし、2(2)については、令和5年1月1日

(2) 経過措置

改正後の2(1)及び2(2)の規定は、施行日以後の医療に係る医療費の支給について適用し、同日前の医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第 31 号

八潮市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

重度心身障害者医療費の支給に関し、埼玉県内全域での現物給付の実施並びに所得制限及び年齢制限の導入をするための改正

2 内 容

(1) 年齢制限の導入（第 3 条関係）

65 歳以上で新たに重度心身障害者となった者について、制度の対象外とする。

(2) 所得制限の導入（第 4 条、第 9 条関係）

対象者の前年の所得（1 月から 9 月に登録の申請を行う場合は、前々年の所得）が次の所得制限限度額を超えた場合は、医療費助成金の支給の対象外とする。

所得制限限度額

扶養親族が 0 人の場合 360 万 4 千円

※ 扶養親族 1 人につき 38 万円を加算する。

(3) 県内現物給付の実施に伴う支給方法の変更（第 8 条関係）

改正前

改正後

償還払い (一部委任払い)	→	埼玉県内の医療機関 現物給付 ※一部埼玉県外の医療機関を含む。 埼玉県外の医療機関 償還払い
------------------	---	--

(4) 規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 4 年 10 月 1 日

(2) 経過措置

- ① 2(1)の規定は、施行日以後に重度心身障害者となった者について適用し、同日前に重度心身障害者となった者については、なお従前の例による。
- ② この条例の施行の際、現に受給者証の交付を受けている者に対する施行日の前日までの医療給付に係る医療費助成金の支給については、2(2)の規定は適用しない。
- ③ 改正後の 2(3)の規定は、施行日以後の医療に係る医療費助成金の支給について適用し、同日前の医療に係る医療費助成金の支給については、なお従前の例による。

議案第 32 号

八潮市身寄りのない未成年者の就労に係る身元保証に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

民法の一部改正による成年年齢の引下げを踏まえ、身元保証契約の対象となる者の年齢要件を現行の 20 歳未満とするための改正

2 内 容

改正前	改正後
未成年者	→ 20 歳未満の者

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

議案第 33 号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更

1 趣 旨

埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を整備するための変更

2 内 容

名称変更する団体

現 行

改正後

埼玉県都市競艇組合 → 埼玉県都市ボートレース企業団

3 施行期日

令和4年4月1日

